

凍霜害対策資金融資に対する市利子補給制度について

1 実施目的

3月30日の凍霜害は、近年に例を見ない厳しい冷え込みで、お茶やその他の農作物に大きな被害を与え、農業経営及び農業者の生活に対し、支障が生じている状況である。

このようなことから、市では、農業者の凍霜害対策資金融資の借入に対する利子補給を実施し、農業の安定を図るべく支援を実施するものである。

2 JAハイナン凍霜害対策資金融資の概要

- ・ 資金用途 凍霜害による農業用運転資金及び生活資金
- ・ 融資限度額 個人...被害ほ場の面積に10ア当たり10万円を乗じた金額以内、又は前年度売上からの減少見込み金額を貸付限度額とし、500万円以内
法人...5,000万円以内
- ・ 返済期間 原則5年以内とし、必要に応じ1年以内の据置
- ・ 貸付利率 年0.75%（固定金利型）
- ・ 返済方法 元金均等年賦・半年賦・月賦償還
- ・ 担保 原則必要ありません。
- ・ 保証人 原則として静岡県農業信用基金協会をご利用いただきます。
- ・ 手数料 融資実行、繰上返済、条件変更の際の手数料はいただきません。
- ・ 申込期間 平成22年4月26日から9月30日まで

3 上記融資に対する市の対応

- ・ 交付要綱等 市は、利子補給を実施し、資金の実質無利子化とするため、牧之原市災害復旧資金利子補給金交付要綱の一部を改正して対応する予定である。
- ・ 対象者 自然災害により災害を受けた市内の農業者、水産業者及び商工業者
借り受けた資金の償還を延滞する者は、利子補給を行わない。
- ・ 交付期間 借り受けた日から5年以内
- ・ 利子補給金 年利1%以内の利子相当額
- ・ 資金限度額 個人...500万円以内
法人...5,000万円以内
- ・ 利子補給金の請求 利子補給金の交付決定通知を受けた者は、請求書に金融機関の証明する当該年度中の返済証明書を添付し、市長に提出する。